



平成 27 年 6 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社コネクトホールディングス
代表者名 代表取締役社長 長倉 統己
(コード：3647 東証第二部)
問合せ先 経営管理本部長 矢野 浩司
(TEL：03-5439-6580)

臨時株主総会付議議案の一部撤回に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成27年5月22日に開示いたしました「資本準備金の額の減少、及び剰余金処分並びに臨時株主総会の招集に関するお知らせ」につき、平成27年7月9日開催予定の臨時株主総会に付議される議案の一部を撤回することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 撤回する議案

第2号議案 剰余金の処分の件

2. 理由

当社は、平成27年5月22日の取締役会において、平成26年8月31日及び平成27年4月30日時点で負の繰越利益剰余金が発生していたことから、弁護士及び会計監査人に法令条項を確認の上、会社法第452条の規定に基づきその他資本剰余金の全額を減少させ、繰越利益剰余金に振り替えることを、平成27年7月9日開催予定の臨時株主総会に付議することを決議いたしました。

しかしながら、その後の会計監査人による追加確認により、「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準第1号)において、「その他資本剰余金による補てんの対象となる利益剰余金は、年度決算時の負の残高に限られる。」とされていることが確認されました。

当社は平成26年11月27日に開催された第4期定時株主総会において、剰余金の処分がなされ、負の繰越利益剰余金が解消されていることから、現時点での剰余金の処分はできないこととなり、このため本議案を撤回することといたしました。

3. 今後の見通し

本議案の目的であった「今後の財務体質の健全化と剰余金の配当や自社株取得などの株主還元策が実施できる状態にするとともに、今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保するため」については、第1号議案(資本準備金の額の減少の件)による資本剰余金が原資となる(会社法461条2項1号、同446条、会社計算規則149条)ことから、第2号議案を撤回することによる影響は軽微であります。

【ご参考】

開催される臨時株主総会について

- (1) 日 時 平成27年7月9日（木曜日） 午前10時
- (2) 開催場所 東京都港区芝公園2-4-1芝パークビルB館地下1階 A P 浜松町
- (3) 決議事項 第1号議案 資本準備金の額の減少の件
第2号議案 取締役選任の件

以 上